

「水産分野におけるデータ利活用のための環境整備に係る有識者協議会」 設置要綱（案）

1 背景・目的

水産庁は、ICT を活用して漁業活動や漁場環境の情報を収集し適切な資源評価・管理を促進するとともに、生産活動の省力化や、操業の効率化・漁獲物の高付加価値化により、生産性を向上させる「スマート水産業」を推進している。2019 年度には、この推進のために産官学の有識者会議である「水産業の明日を拓くスマート水産業研究会」を開催し、検討内容のとりまとめを提言として受けたところである。

同とりまとめにおいては、スマート水産業を推進するにあたり、安心してデータを利活用することを可能とするためにデータポリシーの確立や、データを様々な場面で利活用するためのデータ標準化の必要性について言及されている。本協議会は、このとりまとめ結果を受け、水産業関係データの標準化や、データポリシーの在り方等の論点について、有識者を招いて検討を行うものである。

2 主な検討事項

- (1) スマート水産業において想定されるデータの連携及びそのためのルール等の検討
- (2) データ連携を行うためのデータ標準化の検討
- (3) その他、上記の検討に必要な対応に関する検討

3 協議会の組織・運営

- (1) 協議会は、別紙に掲げる委員及びオブザーバーによって構成する。
- (2) 本協議会に主査を置く。主査は委員の中から選出する。
- (3) 協議会委員の了解の下、協議会における協議事項について専門的な知見・経験からの助言を得るために、外部から専門家を招聘することができる。
- (4) 協議会委員の了解の下、協議会とは別に、専門的・技術的な事項を協議する場を設けることができる。
- (5) 協議会は、公開とする。
- (6) 協議会の資料及び議事要旨は、会議終了後、出席者の了解を得た上で、水産庁のホームページにより公表する。
- (7) 上記にかかわらず、協議会の運営に支障があると認められる場合等においては、会議を非公開とし、会議資料の全てまたは一部を非公表とすることができる。

4 その他

- (1) 協議会は、水産庁増殖推進部漁場資源課の協力の下、株式会社NTTデータ経営研究所（事務局）が運営する。
- (2) 協議会を開催するにあたり必要となる資料の作成、関係者との調整等については事務局が行う。
- (3) その他、協議会の運営に必要な事項は、事務局と委員との協議の上で別途定めることができる。

(別紙)

「水産分野におけるデータ利活用のための環境整備に係る有識者協議会」
委員名簿 (案)

【委員】(敬称略・五十音順) ◎は主査

- ◎ 宮下 和士 北海道大学 教授
大友 俊一 株式会社SJC 常務取締役
小林 憲一 静岡県水産・海洋技術研究所 資源海洋科長
寺澤 幸裕 モリソン・フォースター法律事務所 弁護士
三浦 秀樹 全国漁業協同組合連合会 常務理事

【オブザーバー】

内閣官房 情報通信技術 (IT) 総合戦略室
農林水産省 情報統括責任者 (CIO) 補佐官
農林水産省 食料産業局 知的財産課
水産庁 漁政部 加工流通課
水産庁 増殖推進部 漁場資源課
国立研究開発法人 水産研究・教育機構
一般社団法人 漁業情報サービスセンター
日本事務器 株式会社
公立はこだて未来大学

【事務局】

株式会社NTTデータ経営研究所